

山武市債権管理計画

(令和2年度)

山武市市民部収税課

目 次

はじめに	…	1
1 令和元年度の収入未済額の分析	…	1
2 令和元年度の実績を踏まえた債権管理の課題		6
3 債権管理の視点	…	6
4 具体的な取組方針	…	8
5 令和2年度から令和4年度までの債権管理目標		11
6 参考資料	…	14

はじめに

この計画は、山武市債権管理適正化指針で位置付けられた債権管理の方向性を具現化するための基本的な考え方を示すものであり、計画の趣旨に沿った適正な債権管理と効率的な債権回収対策に努めることにより、公正かつ円滑な債権管理の推進を図ることを目的とする。

債権管理の方向性（「山武市債権管理適正化指針」より抜粋）

- 1 各債権管理担当課による法令に則った債権管理
- 2 全庁体制による債権管理への取組と公金管理の一元化

1 令和元年度の収入未済額の分析

本市における市債権の収入未済額については、年々減少傾向にあり、平成 24 年度に減少に転じて以来、一貫してその傾向は不変の状況にある。

今年度においても、前年度に比し総体的に 12.47%減少しており、中でも私債権における実績は顕著で、16.89%の減少率を示しているところである。

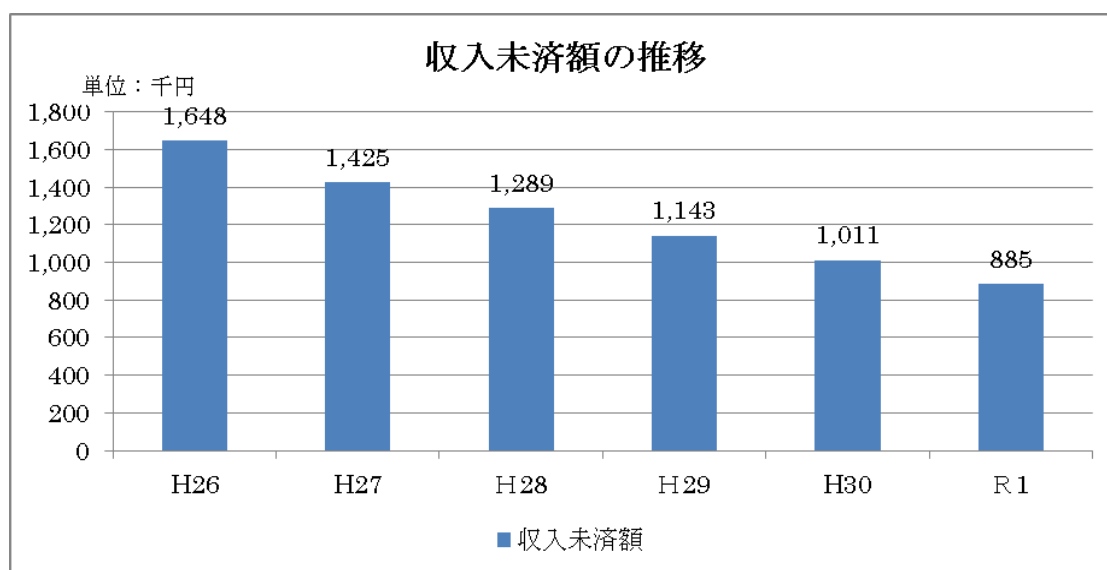
このことから、全庁的な債権管理体制の基盤が盤石となり、本格的に回収業務に取り組んだ成果が確実に反映され始めていると言える。

【主な債権の収入未済額推移一覧（過年度収入未済額分）】

単位：円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	対 H30 増減率 (%)
■強制徴収公債権	1,256,595,042	1,104,833,920	981,867,788	850,531,312	△13.38
うち 市税	488,142,816	425,782,564	387,826,621	347,449,642	△10.41
国民健康保険税	738,828,626	655,092,436	573,252,872	484,120,555	△15.55
介護保険料	20,738,290	20,075,390	18,118,515	17,198,215	△5.08
後期高齢者医療保険料	1,403,900	1,524,800	811,280	565,200	△30.33
保育所保育料	1,825,900	1,974,000	1,703,500	1,042,700	△38.79
農業集落排水分担金	5,095,280	155,000	155,000	155,000	0.00

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	対 H30 増減率 (%)
■非強制徴収公債権	18,520,868	23,233,403	16,717,639	24,022,183	43.69
うち 農業集落排水使用料	3,349,651	590,085	913,140	1,371,060	50.15
生活保護費返還金	13,250,476	19,499,103	12,994,264	19,953,220	53.55
重度心身障害者医療費返還金	425,000	490,266	364,155	225,155	△38.17
■私債権	13,591,335	14,839,467	12,223,128	10,159,069	△16.89
うち 学校給食費	4,333,040	3,393,216	2,946,021	2,762,941	△6.21
学童クラブ利用料	1,546,500	2,597,750	2,034,000	1,614,000	△20.65
市営住宅使用料	1,185,737	2,101,118	2,349,150	2,295,600	△2.28
成東病院診療代	5,282,473	4,374,692	1,933,203	1,271,957	△34.20
看護学生奨学金元利収入	866,484	1,826,484	2,442,580	1,942,580	△20.47
水道料金	377,101	546,207	518,174	271,991	△47.51
収入未済額計	1,288,707,245	1,142,906,790	1,010,808,555	884,712,564	△12.47



《強制徴収公債権の収入未済状況の分析》

強制徴収公債権の収入未済額については、前年度に引き続き減少し、総体的に 13.38%の減少となった。

市税（10.41%減）や国民健康保険税（15.55%減）はもとより、保育所保育料（38.79%減）や介護保険料（5.08%減）に至っても減少傾向にある。中でも、後期高齢者医療保険料（30.33%減）は、平成30年度に引き続き大幅に減少しており、強制徴収公債権の中でも突出した減少率となっているところである。65歳以上人口が年々増加している中、それに呼応するように後期高齢者医療保険料の滞納リスクが増え続けている状況において、平成30年度に引き続き更に大幅な減少となっている。

また、保育所保育料においても、減少率（38.79%）が顕著で、強制徴収公債権の中では最も高い減少率となっているところである。

これらの収入未済額の減少は、休日臨戸や電話催告等の地道な取組が奏功し、成果として如実に現れたものと推察され、今後も、引き続き積極的に滞納者との折衝を図り、収入未済額の縮減に努めることが必要である。

なお、令和元年度においても、市税以外の債権において、滞納処分（差押）について未執行であったことから、徴収方法の有効な一手段として、今後、積極的に運用する必要がある。

＜移管された案件の納付相談件数＞

83件

（法人市民税7件、後期高齢者医療保険料13件、介護保険料40件、保育所保育料23件）

《非強制徴収公債権の収入未済状況の分析》

非強制徴収公債権の収入未済額については、重度心身障害者医療費返還金が減少（38.17%減）に転じたものの、生活保護費返還金（53.55%増）や農業集落排水使用料（50.15%増）が大幅に増加したことに起因し、総体的に43.69%増嵩する結果となった。

特に、生活保護費返還金については、不正受給が増え、平成30年度の減少から一転し、再び未済額が大きく急増する結果となった。返還に至っては非常に困難を伴い、多大な労力を要することから、今後は、他の返還金も含めた不正受給を未然に防止する対策の構築

が急務である。

また、農業集落排水使用料については、台風 15 号による被害やコロナウィルス感染の恐れにより頻繁な臨戸徴収が困難であったことから、結果として収入未済額の増加に進展してしまっている。これを踏まえ、来年度においては、以前にもまして徴収体制の強化を促す必要がある。

なお、非強制徴収公債権全般としては、収入未済額の増嵩により、催告や臨戸徴収といった従来の方法による回収では既に限界の域に達していることから、私債権同様、法的措置による一段階踏み込んだ回収方法を積極的に推進していくことが肝要である。

<法的措置件数>

支払督促申立 1 件

(農業集落排水使用料 1 件)

<移管された案件の納付相談件数>

6 件

(農業集落排水使用料 2 件、重度心身障害者医療費返還金 4 件)

《私債権の収入未済状況の分析》

私債権の収入未済額については、水道料金 (47.51%減)、成東病院診療費 (34.20%減) 学童クラブ利用料 (20.65%減)、学校給食費 (6.21%減) 等が軒並み減少したことから、総じて 16.89%の減少となった。

減少要因の一角をなす成東病院診療代については、適正な債権放棄 (596,836 円放棄) の執行による減少が大きいですが、徴収努力との相乗効果で 34.20%の減少率を示すに至った。

また、学校給食費に注目すれば、令和元年度の減少率 (6.21%減) こそさほど大きくはないが、平成 27 年度からいち早く法的措置 (支払督促、強制執行) に踏み切ったことに起因し、年々確実に収入未済額が縮小されている状況で、そのアナウンス効果をも含めた成果について、今後も継続して注視する必要がある。

そして、学童クラブ利用料に至っては、催告等の基礎的な債権管理と法的措置との相乗効果で、平成 30 年度に引き続き減少の傾向 (20.65%減) を更に進展させる結果となっている。このため、次年度以降の減少にも更に大きく期待が持てる。

一方、市営住宅使用料については、2.28%とわずかではあるが減少に転じてはいるもの

の、まだまだ収入未済額が高止まりで推移している状況であることから、現状を分析し、徴収体制強化等の具体的な対応策を早急に講じていく必要がある。

私債権は非強制徴収公債権に先行していち早く法的措置に着手していることから、本市における債権の中でも最も債権管理が良好に進行している状況である。今後は、一部の債権のみならず私債権全般に、法的措置と適正な債権放棄の執行を並行して行い、平準化していくことが望ましい。中でも、強制執行については久しく実施が為されていないことから、適正に実施していく必要がある。

<法的措置件数>

支払督促申立 16 件

(学校給食費 7 件、水道料金 4 件、高額療養費資金貸付金返還金 1 件、学
童クラブ利用料 2 件、病院診療代 1 件、市税等過誤納還付返還金 1 件)

<移管された案件の納付相談件数>

65 件

(学校給食費 47 件、水道料金 12 件、高額療養費資金貸付金返還金 3 件、成東
病院診療代 1 件、学童クラブ利用料 2 件)

《全体的な分析》

全庁をあげて債権回収業務に取り組んできた成果が年々如実に結実しつつあるものの、各々の債権に注目すれば、全てが順調に推移しているとは言い難い状況が垣間見れる。特に非強制徴収公債権においては、大幅に収入未済額が増嵩したことから、今後重点的かつ抜本的な債権回収対策に取り組まなければならないのは必至である。

《収入未済額が累積する要因》

- 債権管理担当課においては、他業務を兼任しながらの債権管理であるため、債権回収業務に取り組むべき十分な時間の確保や、回収業務のノウハウの取得蓄積が難しい状況である。
- 債権管理担当課において、行政サービスの複雑化や取り組むべき業務の多様性に伴い、発生する債権が増加している。

2 令和元年度の実績を踏まえた債権管理の課題

平成 23 年度に債権回収対策室が設置され、全庁的に債権回収業務に本格的に取り組み始めた結果、平成 24 年度から、市債権の収入未済額が減少に転じ、以後も継続して減少傾向にある。しかしながら、現状においてはまだ課題も多い。本市の貴重な自主財源である債権は、市民生活に必要な行政サービスを持続的に提供していくための原資として必要不可欠であることから、その確保が喫緊の重要課題と位置づけられる。今後も更なる効果的で効率的な債権回収対策が求められるため、以下の点に留意しつつ業務を遂行する必要がある。

(1) 滞納処分や法的措置の執行

私債権の一部で法的措置が平準化されつつあるものの、私債権全般或いは非強制徴収公債権全般に渡っては法的措置の執行が浸透しているとは言い難い。また、強制徴収公債権においては、滞納処分措置が過年度に数件行われてはいるものの、近年においては未執行の状況が継続している。効率的かつ効果的な債権管理の観点から、滞納処分や法的措置の執行については、積極的に活用をする必要がある。

(2) 延滞金、遅延損害金の徴収

公債権の延滞金や私債権における遅延損害金については、一部の債権で徴収がなされているほかは依然未徴収の状況である。延滞金や遅延損害金の積算方法の確認やその収納管理、またそれらを総合的に管理するコンピュータシステムの導入の是非等について多面的に検討し、全庁的な早期徴収に向けた準備を行う必要がある。

(3) 民法改正に伴う事務処理対応

令和2年4月1日施行の民法改正に伴い、時効管理や連帯保証等の事項が変更されたことにより、債権管理事務が複雑かつ煩雑となっているため、改正内容をよく理解し、適正に運用していく必要がある。

3 債権管理の視点

債権の発生から消滅に至るまでの全ての過程において、適正な事務処理を行うことこそが理想的な債権管理ではあるが、なかでも、「法令の遵守」、「市民負担の公平性」、「歳入の

確保」の視点に立ち、慎重に対処することが重要となってくる。

(1) 法令の遵守

昨今における社会経済情勢に鑑みると、行政の説明責任が強く求められるようになってきたのは否めないところである。民法、地方自治法及び各債権の個別法令など、債権管理に係る法令等の遵守はもちろんのこと、未収入債権を漫然と放置した場合には、「公金の賦課、徴収を怠る事実」「財産の管理を怠る事実」に該当するとして、住民監査請求や住民訴訟にまで発展する事例が増えてきていることに、十分留意する必要がある。

地方自治法第2条第14項に規定される「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」のは当然のこととして、訴訟の回避の視点からも、法令の遵守が求められる。

(2) 市民負担の公平性

本市の納付金に関し、大多数の市民が義務を履行している現状において、滞納の累積を放置することは、本市に対する不公平感や不信感が募る要因となり、ひいては本市の信用が失墜する事態にもなりかねない。

市民負担の公平性の確保に重きを置き、適正な債権管理、滞納額の縮減に努めなければならない。

(3) 歳入の確保

本市の人口は減少傾向にある。今後も老年人口が増加し、年少人口が減少するとともに、生産年齢人口が減少することが容易に予測できるところである。これは、本市の収入の根幹である市税が人口構造の変化によって減少していくことを如実に物語っているものであり、既定の事実として受け入れざる得ない現実となっている。収入を確保し、未収入債権を縮減していくことは、本市が自治体として存続していくための生命線である。

健全な自治体経営の持続に鑑みれば、これ以上の滞納額の増嵩は許されず、適正な債権管理を行わなければならないことは衆目の一致するところである。

4 具体的な取組方針

債権管理状況の変遷に応じ、段階ごとに適正な債権管理を行う。

(1) 組織及び事務の体制

ア 原則として、債権管理担当課において、滞納処分、支払督促等の事務を行う。

債権管理担当課は、自課での執行を目指し、ノウハウの習得蓄積に努める。

債権回収対策係は、滞納処分や支払督促等を積極的に行い事務処理方法の確立を図るとともに、債権管理担当課に対し滞納処分や支払い督促等について適切な助言指導を行う。

イ 徴収困難な債権については、債権管理担当課から債権回収対策係に事務移管し一元管理する。

債権回収対策係は、公債権私債権の別を問わず、移管をされた徴収困難案件について一元管理し回収する。

債権管理担当課は、消滅時効が到来する前に事務移管の手続きを行う。

ウ 債権回収対策係は、技術的助言や情報提供等を行うとともに、債権管理体制を確立する。

債権回収対策係は、各債権管理担当課の支援を行う。

債権管理に関する助言や指導、情報提供を行いながら、債権管理担当課が、滞納処分や支払督促等を含めた事務処理を適正に行うことを支援するとともに、全庁的な債権管理体制の堅固な確立を目指す。

エ 延滞金及び遅延損害金の徴収を行う。

債権回収対策係は、全庁的な徴収体制をめざし例規等の整備を行うとともに、債権管理担当課に必要な助言や指導、情報提供を行う。

また、債権管理担当課は、滞納管理システムの導入等の課題を洗い出し検証を重ね、その解決に向けた方策を講じるなど、徴収準備を進める。

オ 改正民法施行に対応するための作業を行う。

債権管理担当課は、令和2年4月1日の改正民法の施行を受け、例規の整備や市民への周知を含めた対応作業を継続して行う。また、作業終了後は、検証を行いその結果を踏まえ適正な措置を講じる。

また、債権回収対策係は、債権管理担当課が適正に事務処理を遂行できるよう、適宜、助言や指導を行う。

(2) 例規、マニュアル等の整備

ア 例規や各種マニュアル、年間スケジュール表を作成する等、債権管理全体の流れを明らかにした上で事務処理を行う。

債権回収対策係は、債権管理事務の成熟化に伴い、必要となる例規の制定や各種マニュアルの作成をタイムリーに実施するとともに、既存の例規やマニュアルについては実情に合わせ適宜改正を行うなど、円滑な事務処理を妨げないよう配慮する。

また、債権管理担当課については、個別の債権管理マニュアルや年間スケジュール表（債権管理目標設定シート）に基づき事務処理を行うものとし、その具現化に努める。

イ 移管基準に基づき事務処理を行う。

平成24年3月に債権回収対策室において、山武市債権管理事務移管の手引きを策定した。当該手引きに基づき事務の移管をし、債権管理事務の一元化を行うが、実情に照らし、費用対効果や事務の効率化を勘案しながら適宜移管基準の見直しを行う。

ウ 適正な債権管理を行うため、個人毎の債権管理台帳を整備する。

山武市債権管理条例や同条例施行規則において、債権管理台帳を整備することが規定されている。

債権管理担当課は、時効管理や延滞金等の積算をも含めた個人ごとの債権管理台帳の整備を行い、適正かつ円滑な事務処理に努めなければならない。

(3) 全庁組織

ア 債権管理連絡調整会議において、債権管理の適正化を推進し、実務の充実を図る。

債権管理担当課の各課長を構成員として、債権管理連絡調整会議を開催する。

債権管理業務の適正化を全庁的な課題として位置付け、現状分析を行い、課題や改善策を協議し、実務の向上、充実を図る。加えて債権管理マネジメントスキルの取得向上を目指すとともに、既存の債権管理体制の充実に向け、見直しを検討する。

イ 債権管理事務担当者会議において、債権管理に関する調査研究、情報の共有及び連携を図る。

債権管理担当課の事務担当者を構成員として、債権管理事務担当者会議を開催する。

債権管理の実務上の課題を持ち寄り、解決策を探求し事務改善につなげる。

また、事務担当者の債権管理に関するスキルアップを目指すとともに、意思の疎通を図る。

(4) 職員の基礎知識及び心得

ア 職員のスキルアップ対策のため、職員研修や相談受付業務を行う。

債権回収対策係において、債権管理の基礎的な内容を主眼とした職員研修を毎年度実施する。応用的な職員研修の実施については、全庁的な債権管理体制の成熟状況に合わせた確な時期に行う。

また、債権管理担当課からの問い合わせや相談に随時対応する。

イ 適正な債権管理を行うため、法令を遵守する。

適正な債権管理の実施については、地方自治法や各個別法令、山武市債権管理条例等に詳細に規定されている。法令等に基づいた適正で的確な事務処理を行い、市民への説明責任を確実に果たす。

ウ 訴訟に至るケースを想定し、適正に事務処理を行う。

債権回収対策係は、債権管理の事務処理上の瑕疵が訴訟に至る場合があることを各種会議や研修の場を通じて周知し、日常の適正な債権管理事務の実践を周知徹底する。

債権管理担当課は、債権管理の事務処理上の瑕疵が訴訟に至る場合があることを十分認識し、適正な債権管理業務に努める。

5 令和2年度から令和4年度までの債権管理目標

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1) 組織及び事務の体制	債権回収対策係における強制徴収、強制執行の確実な実施	強制徴収、強制執行の対象債権の拡大と執行件数の増大	強制徴収、強制執行の対象債権の拡大と執行件数の増大	強制徴収、強制執行の対象債権の拡大と執行件数の増大
	担当課における強制徴収、強制執行の実施	ノウハウの取得	ノウハウの取得	滞納処分実施の検討
	事務移管の実施と検証	事務移管の実施と検証	事務移管の実施と検証	事務移管の実施と検証
	延滞金、遅延損害金の徴収	課題の洗い出しとその解決策の検討、実施	徴収開始	徴収実施
	民法改正への対応	例規の整備、市民への周知の実施	改正民法に対応	改正民法に対応
(2) 例規マニュアル等の整備	債権管理目標設定シートの記載事項の実施	記載事項の検証と改善	記載事項の検証と改善	記載事項の検証と改善
	個別債権の債権管理マニュアル作成	作成にあたっての情報収集	作成にあたっての情報収集	作成について検討

	債権管理台帳 の整備	債権管理台帳の 整備	債権管理台帳の 整備	債権管理台帳の 整備
(3) 全庁組織	全庁組織の在り 方	組織の在り方の 検証と見直し	組織の在り方の 検証と見直し	組織の在り方の 検証と見直し
(4) 職員の基 礎知識	職員研修の実 施	年3回～4回実 施	年3回～4回実 施	年3回～4回実 施

令和2年度主な債権の目標徴収率

単位：％

債権名	区分	徴収率				
		平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度目標	令和3年度目標
市税	現年分	97.48	97.70	97.58	97.59	97.59
	滞納分	19.58	21.50	21.70	20.93	20.93
国民健康保険税	現年分	88.69	89.68	88.02	88.80	88.80
	滞納分	18.39	20.47	22.87	20.58	20.58
介護保険料	現年分	98.07	98.38	98.43	98.50	98.50
	滞納分	19.63	20.33	14.10	14.50	14.50
後期高齢者医療保険料	現年分	99.44	99.46	99.21	99.22	99.23
	滞納分	38.62	56.98	66.27	66.27	66.27
保育所保育料	現年分	99.25	99.76	99.86	99.90	99.90
	滞納分	42.55	43.26	49.47	49.50	49.50
農業集落排水事業分担金	現年分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	滞納分	1.17	0.00	0.00	1.16	1.16
農業集落排水事業使用料	現年分	98.17	98.20	97.70	98.30	99.00
	滞納分	13.37	34.68	21.57	27.00	35.00
幼稚園保育料	現年分	99.52	99.79	99.43	/	/
	滞納分	100.00	100.00	100.00	100.00	/
学童クラブ利用料	現年分	96.44	98.09	98.52	99.00	99.17
	滞納分	27.12	31.23	36.43	40.01	45.04
市営住宅使用料	現年分	95.29	96.25	95.40	97.00	98.00
	滞納分	29.90	23.83	30.91	35.00	35.00
学校給食費	現年分	99.44	99.54	99.54	99.54	99.54
	滞納分	41.71	33.81	25.53	26.00	26.00
成東病院医療費未収金	現年分	/	/	/	/	/
	滞納分	5.11	20.85	7.19	7.19	7.19
水道料金	現年分	98.61	98.68	98.77	98.77	98.77
	滞納分	76.19	71.33	76.45	76.45	76.45

令和元年度 移管による強制徴収公債権徴収実績 (R2.3.31現在)

債権名	移管数(件)	移管金額(円) A	徴収額(円) B	措置状況 (件、円)										徴収率 (%) B/A
				差押		執行停止 (即時)		執行停止 (3年)		交付要求		一括又は分割納付		
				件数	徴収額	件数	徴収額	件数	徴収額	件数	徴収額	件数	徴収額	
法人市民税	8	1,111,700	120,000									1	120,000	10.8%
後期高齢者 医療保険料	9	1,155,080	1,155,080									7	1,155,080	100.0%
介護保険料	32	3,931,420	1,158,840									18	1,158,840	29.5%
保育所保育料	7	1,749,000	540,200									5	540,200	30.9%
合計	56	7,947,200	2,974,120									31	2,974,120	37.4%

※1 徴収額については、移管された債権のうち、今年度中に納付された金額を計上した。したがって、過年度に移管された債権に係る収入も含まれる。

また、今年度途中で返還した債権については、その時点までの収入を計上した。

※2 「移管数」については、あくまでも債権ごとの件数を計上した。(一人の債務者に2つの債権が存在する場合はそれぞれ1件として計上。)

※3 「措置状況」欄の「件数」については、延件数ではなく、債権数を計上した。

※4 「差押」の内容については、給与、預貯金、保険、所得税還付金等を差押した件数を計上した。

令和元年度 移管による私債権及び非強制徴収公債権徴収実績 (R2.3.31現在)

債権区分	債権名	移管 件数 (件)	移管された 滞納額 (元本) (円) A	支払督促		異議申立 ↓ 訴訟移行		支払督促の結果(件数)						強制執行申 立件数 (件)	【参考】 申立費用 (印紙、切 手等)	徴収額(円)										徴収率(%)		
				債務名義取得件数				取下げ等		未確定 件数		元本				延滞金又は 遅延損害金		訴訟 費用 ④	徴収額計		移管滞納 額に占める 割合 B/A	うち法的 措置による もの割合 C/A						
				判決	和解(和解 に代わる 決定含む)	仮執行宣言		取下げ等		未確定 件数		人数	徴収額 ①			うち法的措置 によるもの 徴収額 ②	人数		徴収額 ③	⑤=①+③ +④ B			⑥=②+③+ ④ C					
						申立 件数	申立額 (元金)	移行 件数	申立額 (元金)	申立 件数	申立額 (元金)							申立 件数			申立額 (元金)	申立 件数		申立額 (元金)				
私債権	学校給食費	37	2,185,178	7	853,740	2	341,600			3	157,320	1	10,000	3	686,420		40,317	13	609,139	3	237,520	2	9,193		618,332	246,713	28.3%	11.3%
	水道料金	13	448,356	4	184,545					2	122,426	1	11,318	1	50,801		12,732	6	114,731	1	11,318	1	399		115,130	11,717	25.7%	2.6%
	高額療養費資金 貸付金返還金	3	1,155,000	1	540,000							1	540,000				38,000	1	540,000	1	540,000	1	177,365		717,365	717,365	62.1%	62.1%
	学童クラブ利用料	6	642,500	2	262,000					1	178,000			1	84,000		6,659	1	73,000						73,000	0	11.4%	0.0%
	病院診療代	1	642,953	1	642,953	1	642,953							1	642,953		14,813								0	0	0.0%	0.0%
	市税等過誤納 還付返還金	1	43,500	1	43,500									1	43,500		2,483								0	0	0.0%	0.0%
非強制徴 収公債権	農業集落排水 使用料	4	317,180	1	317,180					1	317,180						4,176	1	98,280						98,280	0	31.0%	0.0%
	重度心身障害者 医療補助金返還金	2	467,935															2	158,000						158,000	0	33.8%	0.0%
計		67	5,902,602	17	2,843,918	3	984,553	うち 勝訴	0	7	774,926	3	561,318	7	1,507,674		119,180	24	1,593,150		788,838	4	186,957	0	1,780,107	975,795	30.2%	16.5%

※1「移管件数」、「移管された滞納額」は現年度移管分だけでなく、過年度移管分も含み計上した。

※2「支払督促申立件数」については、令和元年度に新たに申し立てをした件数(過年度移管分を含む。)を記載し、その結果を「支払督促の結果」に計上した。

※3「異議申立→訴訟移行」については、異議の申立てがなされ、令和元年度中に訴訟に移行したものを表記した。

※4「取下げ等件数」については、支払督促申立後の完納や居所不明等により取下げしたものを計上した。

※5「未確定件数」については、3月末現在において、支払督促を申し立てたものの、手続中等の理由によりまだ債務名義が取得できないものや、訴訟中の件数を計上した。

※6徴収額については、移管された債権のうち、今年度中に納付された金額を計上した。したがって、過年度に移管された債権に係る収入も含まれる。
また、今年度途中で返還した債権については、その時点までの収入を計上した。

※7あくまでも債権ごとの件数を計上した。(一人の債務者に2つの債権が存在する場合はそれぞれ1件として計上。また、日常家事債務のため夫婦2人が債務者である場合であっても債権数は1件として計上した。)

令和元年度 債権放棄一覧

会 計	債 権 名	放棄した債権の金額 (円)	放棄した債権 の件数 (件)	放棄した事由 (債権管理条例第8条第1項)
一般会計	学校給食費債権	65,440	2	第5号 生活困窮
	市営住宅使用料債権	9,150	1	第3号 相続放棄 限定承認
組合立国保 成東病院 事業清算事務 特別会計	組合立国保成東病院個 人医療費未収金債権	522,246	17	第1号 時効期間 満了
			4	第2号 行方不明
			2	第3号 相続放棄 限定承認
合 計		596,836	26	

相談件数等一覧

区分	債権名	相談	催告	臨戸	法的予告	その他	計
強制徴収公債権	法人市民税	7	4	0	0	0	11
	後期高齢者医療保険料	13	7	7	0	0	27
	介護保険料	40	14	2	0	0	56
	保育料	23	3	0	0	0	26
非強制徴収公債権	農業集落排水使用料	2	1	4	3	0	10
	重度心身障害者返還金	4	1	0	0	0	5
私債権	学校給食費	47	15	17	8	0	87
	上水道料金	12	7	2	2	0	23
	高額療養費資金貸付	3	2	0	1	0	6
	成東病院診療代	1	0	0	1	0	2
	学童クラブ利用料	2	2	1	3	0	8
	市税還付金返還金	0	1	0	0	0	1
計		154	57	33	18	0	262

■法的予告内訳

債権名	件数	金額
農業集落排水使用料	3	413,060
学校給食費	8	905,550
上水道料金	2	62,119
高額療養費資金貸付	1	130,000
成東病院診療代	1	642,953
学童クラブ利用料	3	346,000
合計	18	2,499,682